

千葉市こども発達相談室を開設します

近年、こどもの発達に不安を抱える保護者からの相談が増加しています。千葉市では、このような状況を踏まえ、就学前児の発達に関する専門的な相談窓口として「千葉市こども発達相談室」を11月1日に開設しますので、お知らせします。

1 目的・趣旨

発達障害を早期の段階で発見し、適切な支援につなげていくため、こどもの発達に不安を抱える保護者が気軽に相談できるよう、就学前児の発達に関する専門的な相談窓口であるこども発達相談室を開設します。

2 概要

(1) 名称

千葉市こども発達相談室

(2) 開設日

令和6年11月1日（金）

(3) 開設場所

千葉ポートサイドタワー9階（中央区問屋町1-35）

(4) 相談受付日および時間

月曜日～金曜日（祝日および年末年始を除く）

9：00～17：00

(5) 対象

市内在住の就学前児と保護者

(6) 相談方法

事前予約制の来所相談となりますので、市ホームページの申込フォームからお申し込みください。

※相談予約の受付開始は10月28日（月）9：00から

なお、インターネットが利用できない等の場合は、お電話でお問い合わせください。

○市ホームページ

【URL】<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/kodomosoudan/index.html>

○電話

043-441-8268



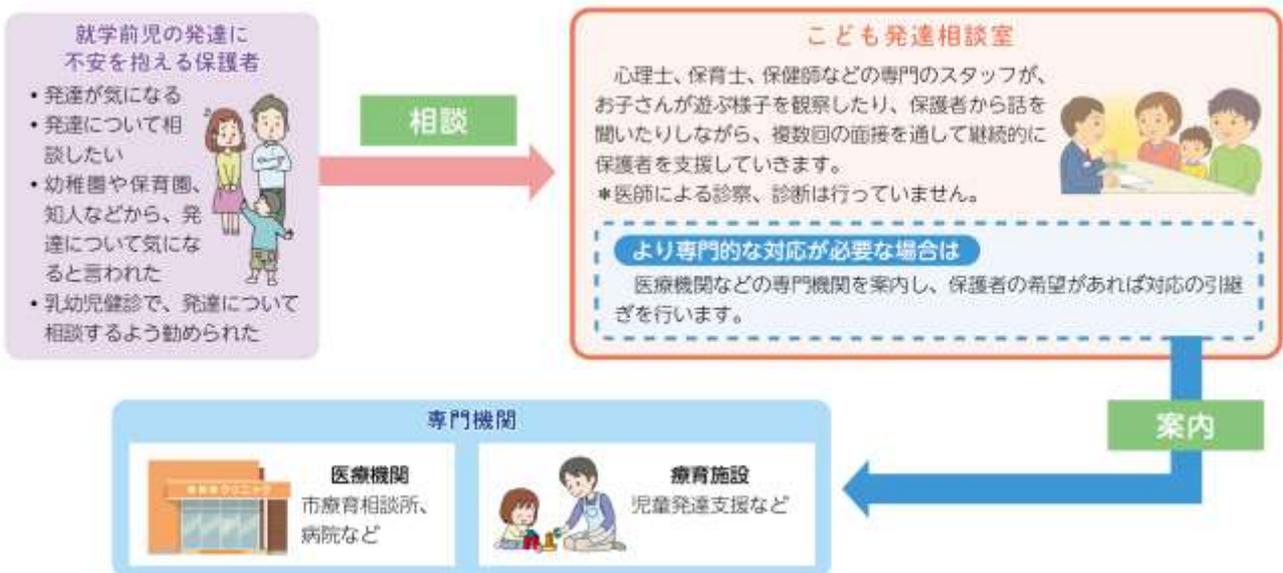
3 支援内容

心理士、保健師、保育士などの専門のスタッフが、保護者からの聞き取りや、こどもの行動観察等を行い、その子に合った対応について理解を深められるよう、複数回の面接を通して継続的に支援していきます。

なお、医師による診察等は行っていません。

4 相談までの流れ

- ①ホームページから相談日時の予約をする。
- ②相談の日時の予約完了後、生育歴などの事前情報入力またはホームページから初回面接用シートをダウンロードし記入し持参します。
- ③お子さんと一緒に来室し、面接を実施します。（初回60分、2回目以降45分）



相談の流れ